

理 由 書

長期未着手の都市計画公園・緑地について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な公園整備を進めていくため、地域の特性と実情を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

浜手緑地は、播磨臨海工業地帯の発展に伴い、産業公害に対処し後背地の住環境の保持を図るため昭和43年に都市計画決定された。

現在では、計画決定当時に比べて環境関係法令の整備・強化、公害防止技術の大幅な進歩、産業構造など緑地を取り巻く環境は変化している。

検証の結果、存続とした住区基幹公園を整備することで目標とする都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積を充足することを踏まえ、今後とも当該緑地全域の完成が見込めないことや供用区域は既に都市公園として担保されていることから、一体とした都市計画を廃止する。

